

転嫁対策等の取組みについて

平成26年1月

目次

1. 転嫁拒否等に関する監視・取締り
 2. 事業者に対する指導・要請
 3. 転嫁拒否等に関する相談対応
 4. 事業者・消費者に対する広報
 5. 国・地方公共団体における対応
 6. 公共料金等の改定
- (参考) 消費税転嫁対策特別措置法の概要等

転嫁対策等の取組みについて①

1. 転嫁拒否等に関する監視・取締り

- より迅速かつ効果的に監視・取締りを行う観点から、消費税転嫁対策特別措置法において、公取委、経産省（中企庁）、消費者庁のみならず事業を所管する省庁にも調査・指導を行う権限を付与。
- 公取委、経産省（中企庁）合わせて600名程度を臨時的に増員し、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。26年度においても人員を拡充予定。
- 本省・地方支分部局の担当者、各都道府県所管部局等に対する説明会の開催、通知の発出等を行い、執行体制を整備。
- 政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。
- 違法行為を効果的に摘発するため、公取委・経産省（中企庁）において過去を大幅に上回る規模（15万社）の書面調査を実施（25年11月）。
(注) 消費税導入時は、親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社、平成9年の引上げ時には、それぞれ1,000社、5,000社に対して書面調査を実施。
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査を行うなど積極的に調査を実施。調査の結果、違反行為が認められた事業者に対しては迅速に指導。

<今後の対応>

- ⇒ 書面調査等による違反被疑情報等も活用し、積極的に調査を実施。転嫁拒否等の行為に対しては、迅速かつ厳正に対処。引き続き監視・取締りを徹底。
- ⇒ 26年度以降は、25年度を大幅に上回る規模の悉皆的な書面調査を実施予定。

転嫁対策等の取組みについて②

2. 事業者に対する指導・要請

- 消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止等の観点から、公取委・経産省（中企庁）において、約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を発出。別途、消費者庁も関係団体へ要請文書を発出（25年11月）。
- 各事業所管省庁において、所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を発出（25年10～12月）。
- 公取委・経産省（中企庁）・国交省において、書面調査の回答を踏まえ、転嫁拒否等の可能性を指摘する回答が多かった業種に対し要請文書を発出し、周知徹底を強化（26年1月）。

<今後の対応>

⇒ 各省庁において、所管業界団体等に対し、消費税転嫁対策特別措置法の遵守について更なる周知徹底を図る。

3. 転嫁拒否等に関する相談対応

- 各省庁、地方支分部局、各都道府県等に相談窓口を設置。
- 政府共通の相談窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを開設（25年10月）。
電話・メールを使った相談対応を実施。
- 中小事業者等からの相談に積極的に対応するため、公取委において全国各地で事業者向けの移動相談会を実施中（25年11月～）。

転嫁対策等の取組みについて③

- 商工会議所等の中小企業団体において、各地に相談窓口を設置（2,336か所）。
- 公取委の本局及び地方事務所等に、転嫁カルテル・表示カルテルの届出窓口を設置（25年10月）。
事業者・事業者団体からの相談に対応。
 - ※ 転嫁カルテル・表示カルテルの届出件数 124件（25年12月まで）
 - ※ 農水省において、所管業界団体に対し、転嫁カルテル・表示カルテル等に関するアンケートを実施。
- 消費者及び事業者からの便乗値上げに関する情報・相談を受け付ける窓口として、消費者庁に「便乗値上げ情報・相談窓口」を設置（25年10月）。必要に応じて各業界の所管省庁に連絡する体制を整備。

<今後の対応>

- ⇒ 事業者・消費者からの相談に対し、引き続き適切かつ丁寧に対応
- ⇒ 各省庁等の相談窓口や総合相談センターに寄せられた違反被疑情報は、自ら活用または担当省庁に通知し、必要に応じ調査等を実施するなど、引き続き適切に対応。

4. 事業者・消費者に対する広報

- 消費税の転嫁対策等に関する事業者等向けパンフレット等を作成し、各省庁や地方支分局、地方公共団体、業界団体、中小企業団体等を通じて幅広く配布・周知。
- 公取委主催の消費税転嫁対策特別措置法に関する事業者等向け説明会を各地で開催中。
（実績23回、年度内に予定14回（1月27日現在））

転嫁対策等の取組みについて④

- 業界団体等が開催する説明会、中小企業団体等による経営指導員向け講習会への講師派遣を実施中。
(公取委、消費者庁、財務省・国税庁の職員派遣 実績328回、予定20回(1月27日現在)。他省庁でも実施。)
- 中小企業団体等による中小企業向け講習会を開催中(実績7,514回 25年12月まで)
- 政府広報において、転嫁拒否の禁止等の転嫁対策に関する新聞広告を実施。

＜今後の対応＞

⇒ 転嫁対策等に関する事業者・消費者向けの広報に引き続き積極的に取り組む。

※ 関係省庁において、ポスターの掲示(価格転嫁の理解促進や転嫁拒否等に対する厳正な監視等)、
転嫁円滑化に向けたフォーラムの開催等も予定。

⇒ 社会保障と税の一体改革の意義についても国民に理解を深めてもらうため、各種メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット、インターネット等)を活用した広報や関係省庁による説明会を実施予定。

5. 国・地方公共団体における対応

- 政府等が行う物品・サービスの調達に関し、平成26年度予算政府案において、消費税率(国・地方。以下同じ) 引上げ後の消費税相当額を適切に反映。
- 政府調達に係る入札にあたっての消費税率引上げに伴う取扱い(入札書の記載金額に8%相当額を上乗せ)について各省庁に周知。

転嫁対策等の取組みについて⑤

- 各省庁において、独立行政法人、特殊法人等の所管法人に対し、物品等の調達において、消費税の転嫁を受け入れ、消費税転嫁対策特別措置法を遵守するよう、指導通知の発出を予定。
- 地方公共団体が行う予算編成、地方公共団体や地方独立行政法人等が行う調達等契約事務において、政府と同様の対応を行うよう要請を順次実施中。

6. 公共料金等の改定

- 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、各公共料金等に共通する基本的な考え方を取りまとめ（25年8月 物価担当官会議申合せ）。

※ これを受けて国交省は、公共交通事業における運賃・料金の転嫁方法に関する基本的考え方を公表。

※ 地方公共団体等に対しては、関係省庁において、消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定に関する通知を
発出し、円滑かつ適正な対応を行うよう要請。

<今後の対応>

⇒ 公共料金等の改定申請があった場合には、この申合せに基づき、円滑かつ適正に対応。

転嫁対策等の取組みについて⑥

(参考) 消費税転嫁対策特別措置法の概要等

(1) 法律の主な内容（施行：25年10月1日）

- ① 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止（いったん取り決めた対価の減額や買ったとき、商品購入・役務利用・利益提供の要請、本体価格での交渉拒否、報復行為が禁止されます。）
- ② 消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止（「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告が禁止されます。）
- ③ 総額表示義務の特例（税込価格と誤認されない表示であれば、「〇〇〇円（税抜き）」、「〇〇〇円+税」等、税込価格を表示しない表示方法が認められます。）
- ④ 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外（公正取引委員会への事前届出制）

(2) ガイドラインを公表、具体的な違反事例等を明確化し周知（25年9月）

- ① 「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考方」(公正取引委員会)
- ② 「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(消費者庁)
- ③ 「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」(財務省)
- ④ 「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(消費者庁)